

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	石橋 孝康
登録番号又は法人番号	79110370
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所所在地	茨城県東茨城郡茨城町前田1065番地2
処分年月日	令和2年5月29日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>石橋会員は、依頼人から業務を請負、かつ、事前に報酬を受領しているにも拘わらず、履行期限内に業務が完了せずとの苦情をこれまで数件受理し、依頼業務に対し誠実に対応すべく文書にて注意・指導を行ってきたところである。</p> <p>にも拘わらず、相続手続きを依頼した方から完了の報告が無いとの苦情を受理し、苦情申出の事実を確認した。</p> <p>よって、行政書士法第10条、茨城県行政書士会会則第66条第1項に違反。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>茨城県行政書士会会則第66条第1項 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>茨城県行政書士会会則第91条第1項 会長は、本会会員が法令若しくは茨城県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p>